

質問回答

2018年12月21日

カンボジア国タクマウ上水道拡張計画準備調査

(公示日:2018年12月12日/公示番号:180332)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	[P. 2] 5 競争参加資格(3)利益相反の排除	競争の参加を認めない者の具体的な記載が空欄となっておりますが、JICA側が例示する本案件における対象者は無いとの理解で宜しいでしょうか。	排除対象者はいません。
2	[P. 28]「5. 現地再委託」2～3行目 および [P. 3～4] (6) 見積書 2) 以下の項目については、別見積としてください。	P. 28「5. 現地再委託」の2～3行目に、「…再委託して実施することができる。その経費は別見積もりとすること。・自然条件調査(測量調査、地盤及び土質調査、水源水質調査、地下埋設物調査)」と記載があります。 一方、P. 3～4「(6) 見積書 2) 以下の費用については別見積としてください。」に続くb)～e)には、現地再委託の記載がございません。 上記2箇所の記述内容に不整合があると思われるのですが、P. 28の記載が正でしょうか？	P. 28の記載が正であり、自然条件調査は別見積もりとしてください。 これに関連し、以下の点を訂正させていただきます。 P.3～4「(6) 見積書 2) 以下の費用については、別見積としてください。」に以下1点追加します。 e) その他(以下に記載の経費) 自然条件調査
3	[P. 14] (5) 関係官庁・機関	貴企画競争説明書においては、 “実施機関(主管官庁): 工業・手工芸省 (Ministry of Industry and Handicraft(MIH))、事業実施機関(水道事業実施機関): プロンペン水道公社(PPWSA)” とされていますが、MIHは地方の水道局を管轄	先方要請書の提出元がMIHであり、要請内容の責任官庁としてMIHが記載されていますので、カンボジア政府内での調整や、PPWSAが負担する項目以外のカンボジア側負担事項に関しては、MIHが責任を負うものと想定しています。水道に関する政策や水道セクターにおけ

		<p>する省庁であり、PPWSA の株式を 100%有するのは MEF (Ministry of Economy and Finance) と理解します。</p> <p>これらの二つの省庁の本調査及び本事業へのかかわり方について、どのように整理されているかご教示頂けますか。</p>	<p>る PPP 政策等における本事業の位置づけを確認する際の主要な協議先でもあると考えています。</p> <p>MEF については、PPP 政策、公共調達法、免税措置、無償で整備した施設の所有権等に関して協議を行う必要がある省庁であると考えています。</p>
4	<p>[P. 15]</p> <p>5. 実施方針及び留意事項 (1) 事業権無償の適用</p>	<p>・本事業の調達管理を行うコンサルタントについて、「無償資金協力のコンサルタント契約フォームの修正が必要になる」とのことですが、本契約フォームの修正についても本調査の業務範囲になるのでしょうか。</p> <p>・貴企画競争説明書において、 “民間事業者が無償資金協力を原資とする PPWSA との「EPC 契約に基づいて施設の詳細設計と建設を行い (設計施工一括発注方式)、PPWSA から「リース契約」に基づいて同施設の</p>	<p>・本調査の業務範囲には含まれません。</p> <p>「(14)プロジェクト実施及び運営・維持管理体制の検討」に「オ)E/N 締結、G/A 署名後の本事業において、設計施工一括方式であることを考慮し、コンサルタントが果たすべき役割、責任と業務内容について提案する。具体的には、入札補助業務、民間事業者による詳細設計の照査、民間事業者による施工のモニタリング、設計変更に係る技術的な確認、竣工検査及び瑕疵検査、JICA への提出書類や報告に関連する業務を想定する。」と記載されているとおり、JICA がコンサルタント契約フォームの修正を行うために必要な提案を行っていただくことを想定しており、契約フォームの修正そのものは提案を踏まえて JICA が行います。</p> <p>・企画競争説明書の通り、無償資金協力は施設・機材等の設計施工、および施設・機材等の調達監視 (入札補助等) を行うコンサルティング・サービスにのみ充当され、施設整備後の運営・維持管理に要する費用等には充当</p>

	<p>リースを受け、PPWSA との「維持管理契約」に基づいて一定期間同施設の運営・維持管理を行って PPWSA に対するバルク水販売の対価を得る DBO 方式の PPP 事業であり、その全体を本プロジェクトと呼ぶ”</p> <p>と説明されている一方で、次の段落では “無償資金協力は施設・機材等の設計施工、および施設・機材等の調達監理（入札補助等）を行うコンサルティング・サービスにのみ充当され、<u>運営・維持管理部分には充当されない。</u>” とも記載されています。</p> <p>本事業の入札図書は、施設機材の調達のみではなく、施設整備後のリース 維持管理、バルク水販売の対価を得る包括的な DBO 契約であり、施設・機材等の調達に無償資金協力が活用されることにより、事業運営上のキャッシュフローが改善されることから、<u>運営・維持管理部分にも間接的に充当されると考えることもできます。</u></p> <p>以上から、「無償資金協力は施設・機材等及び設計施工業務、および施設・機材等の調達、調達監理及び維持管理・運営の契約を締結するためのコンサルティング・サービスに充当され、施設の整備後に、運営・維持管理が開始された段階における資金手当てには充当されない。」という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>されません。</p>
--	--	---------------

5		<p>・「無償資金協力の供与対象となる施設・機材等の所有権は、同施設・機材等の原資が日本の無償資金であること、また事業契約が解除に至った場合の資産保全及び事業効果の発現を円滑化する観点から、民間事業者による費用負担の有無を問わず、カンボジア政府に帰属させることを基本とする。」という記載がありますが、ここでいう費用負担とは、民間投資によって整備した民間施設の所有権をカンボジア政府に譲渡して帰属させるという意味でしょうか。民間が投資した部分を民間が所有していても、事業契約が解除に至った場合の民間資産の清算について契約上合意しておけば問題がなさそうに思えますので、事業契約が解除に至った場合の資産保全及び事業効果の発現を円滑化するにあたり、どのような障害となるのかがわかりません。</p> <p>具体的に懸念されている課題があればご教示いただけますか。</p>	<p>・水道事業は人々の生活に直結しており、安定的な事業継続が必要です。そのため、事業契約が解除に至った場合に、契約上の合意があったとしてもそれが履行されなかった場合、水道サービスが停止することになるという事態を避ける必要があると考えます。そのため、施設・資機材等の所有権はカンボジア政府に帰属させることを基本とします。</p>
6	<p>[P. 15] 5. 実施方針及び留意事項（2）本体の全体構成</p>	<p>「より適切な調査の進め方」について提案可能ということですが、M/Mの増加の提案は可能でしょうか。</p>	<p>「より適切な調査の進め方」についての提案内容及び作業量の妥当性が確認できるのであれば可能です。</p>
7	<p>[P. 17-18] 5. 実施方針及び留意事項（8）契約書案を中心とする入札図書作成参考資料の作成</p>	<p>・左記該当項目の最終段落に”契約書案は、「EPC 契約」、「リース契約」、「維持管理契約」、「包括計画」の4種が必要となるが、そのうち「包括文章」…”と記載されている。これに関して質問です。</p>	<p>・「(8) 契約書案を中心とする入札図書作成参考資料の作成」において、「契約書案は、「EPC 契約」、「リース契約」、「維持管理契約」及び「包括計画」の4種が必要となる」と記載されていますが、「包括計画」は「包括文書」</p>

		<p>「プノンペン都上水道セクター情報収集・確認調査」、「3.7.4 主要な契約条項（タームシート）の検討・設定」（P81、82）に記載されたが契約書案と推察する。もしそうだとしたら、「Volume I The Tender」または「Volume III The Requirements」が「包括計画」または「包括文章」と推察する。タームシートに記載された内容と「包括計画」、「包括文章」をどのように理解すれば良いか。御教示下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「包括計画」の定義をお願いします。 ・包括文書は契約書の一部であり、法的拘束力を有する文書であることからリーガルチェックが必要という理解で宜しいでしょうか。 ・「外部の弁護士等によるリーガルチェックを必須とする。」と指示があります。「包括文書」、「リース契約」および「維持管理契約」はこれから作成するもので、貴機構と相談の上、また現地調査を踏まえ全体量も変わってくると思われます。そのため、リーガルチェックは、別 	<p>の誤記ですので、訂正いたします。</p> <p>ご質問中には「包括文章」とありますが、企画競争説明書では「包括文書」という用語を用いています。</p> <p>「包括文書は、3つの個別契約の連関を規定する文書」であり、プノンペン都上水道セクター情報収集・確認調査の「3.7.4 主要な契約条項（タームシート）の検討・設定」（P81、82）に記載されている「Volume I The Tender」または「Volume III The Requirements」とは異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P18「(8) 契約書案を中心とする入札図書作成参考資料の作成」に関し、「包括計画」を「包括文書」に訂正いたします。 ・包括文書に対するリーガルチェックの必要性については、企画競争説明書の「(8) 契約書案を中心とする入札図書作成参考資料の作成」において、「包括文書」「リース契約書」「維持管理契約書」のそれぞれの案を作成し、外部の弁護士等によるリーガルチェックを必須とする。」と記載しているとおりです。 ・リーガルチェックに必要な費用は、別見積とします。
--	--	---	--

		<p>見積とすることは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーガルチェックは、現地リーガルでも問題ないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画競争説明書に記載されているリーガルチェックの観点に沿ったチェックが可能であれば、現地リーガルの活用は可能です。
8	[P. 19] 「(7) 環境社会配慮調査」 5行目	「環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおりとし、現地再委託を可とする」とありますが、環境社会配慮調査を現地再委託とする場合に、別見積として提出することは可能でしょうか？	本調査で想定している環境社会配慮調査は定型的内容であるため、現地再委託の有無に関わらず本見積に入れてください。
9	[P. 22] (21) 「実施方針」、「要求水準書」、「タームシートの作成」 [P. 24] (27) (エ) 契約書案 [P. 28] 5. 現地再委託	<ul style="list-style-type: none"> ・(21)において、“「タームシート案」には、「EPC契約」「リース契約」「維持管理契約」において定めるべき主要事項を取りまとめる。「タームシート案」は情報収集・確認調査で既に一度検討されているため、その内容を確認し、必要があれば修正や追加を行う。”とありますが、情報収集・確認調査におけるタームシートの内容は、例外規定が認められた場合に契約書において取り扱うべき一般的な合意項目としての「タームシート」の検討のみであり、詳細な検討は行われていません。また、同調査では、「3.7.2 カンボジア側が希望する契約形態の確認」にあるように、カンボジア側が希望する契約形態は、前述のタームシート案で検討したものとは異なっており、公共調達における例外規定として契約を締結する必要があることがわかります。同報告書の「3.9.2 留意点 (7) 事業権無償における Bulk Water Purchase Contract を含 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共調達法における例外規定適用可否については、本調査開始前に JICA カンボジア事務所で確認する予定です。

		<p>む一体的な入札の可否にかかる確認」においても、調達法の例外規定の適用について、準備調査において具体的な検討を行う必要があることを指摘しており、本準備調査でその実施が必要であると理解します。また、(27) (エ)においても、リーガルチェックが求められています。以上から、具体的に官民の業務分担やリスク分担を行うに際しては、当該内容に関連した法務関連作業が必要となります。同時に、キャッシュフローモデルを現地の税法や慣習に合わせたものとして精査する必要があることから現地における財務及び税務関連作業が必要となると想定されます。</p> <p>・一方で、貴企画競争説明書においては、“現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関、コンサルタント、NGO に再委託して実施することができる。その経費は別見積とすること。”</p> <p>と記載されていますが、対象項目として、「自然条件調査（測定調査、地盤および土質調査、水源水質調査、地下埋設物調査）」のみが示されており、法務関連及び財務・税務関連の作業は想定されていません。</p> <p>上記を踏まえ、以下の作業については、その趣旨と必要性に鑑み、再委託対象項目として別見積に計上してよろしいでしょうか。</p>	<p>・法務関連及び財務・税務関連作業の現地再委託については、調査開始後に必要性が生じた場合に協議の対象とします。</p>
--	--	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・現地における法務関連作業 ・現地における財務及び税務関連作業 	
10	<p>[P22-23]</p> <p>(23)「コンパター施設」の概略設計</p> <p>(24)プロジェクトの概略事業費の積算</p> <p>(25)財務分析及び損益収支の将来予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(23)のイ)概略設計図として、a)施設設計図、b)概略設計図、c)設計数量の取り纏めが要求されております。 また、(24)の(ア)では「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(試行版)及び「補完編(土木分野)」(2017年7月)、「補完編(建築分野)」(2017年7月)並びに「機材編」(2017年7月)を参照との記載があります。 本プロジェクトでは、設計・施工一括方式での実施が想定されております。そのため本体事業実施時に、事業者によって詳細設計および建設費の積算がなされるものと理解しております。 そのため、本件業務内での積算は、事業規模・予算の決定および事業権の入札時の予定価格を算定する目的で実施されるものと考えております。 上記より、本件業務においては、一般無償の協力準備調査と同等の精度での設計と積算が不要であると考えておりますが、その理解でよろしいでしょうか？ ・「これまでの調査により検討したキャッシュフロー分析のレビュー、…採算性を分析し、提言をまとめる。」と指示がありますが、レビューを行うための元データは、受注者が調査開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、本調査に適用可能な設計・積算マニュアルが一般無償のものしかないため、「(「コンパター施設」の建設に必要な概略事業費の)積算に当たっては、原則として「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(試行版)(2009年3月)及び「補完編(土木分野)」(2017年7月)、「補完編(建築分野)」(2017年7月)並びに「機材編」(2017年7月)を参照」と記載しています。積算精度に関するコンサルタント側からの提案がある場合には、調査開始後に資金協力業務部無償設計・積算審査室等のJICA内関係部署を交えた協議が必要となります。 ・JICAに対して業務の成果品として提出されている報告書は、JICAより提供します。その他の作業用のデータは、情報収集・確認調査の受注者に帰属します。受注者に帰属する

		前に受け取るということでしょうか。 情報収集確認調査報告書に掲載されているキャッシュフロー計算書や損益計算書等の元データが必要です。	データの提供については、必要に応じて JICA が交渉します。
--	--	---	---------------------------------

以上